

双葉郡立診療所指定管理者募集要項

双葉地方広域市町村圏組合

双葉郡立診療所指定管理者募集要項

双葉郡立診療所の指定管理者を次のとおり募集します。

[募集の目的]

公の施設管理については、平成15年6月の地方自治法（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、議会の議決を得て指定管理者となることで指定管理者に使用許可の権限など、基本的な施設権利権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

双葉地方広域市町村圏組合（以下、「組合」という。）では、公の施設である「双葉郡立診療所」（以下、「診療所」という。）について、設置目的を効果的に達成させるため、指定管理者制度を導入することとし、運営の質的向上と効率化を図ることを目的として、管理運営に係る提案を募集します。

1 対象となる公の施設

(1) 設置目的 双葉郡民の健康保持のために医療提供する施設

施設名	住所	開設日	施設等の概要
双葉郡立 好間診療所	福島県いわき市好間町北好間字川原12番地の1	平成29年12月1日	敷地面積 2,868.53 m ² 規模 延床面積 645.85 m ² 1階面積 508.75 m ² 2階面積 137.10 m ² 構造 鉄骨造2階建て
双葉郡立 勿来診療所	福島県いわき市勿来町酒井字青柳14番地の1	平成30年4月1日	敷地面積 2,163.32 m ² 規模 延床面積 571.85 m ² 1階面積 434.75 m ² 2階面積 137.10 m ² 構造 鉄骨造2階建て

2 指定管理者が行う管理及びその他業務内容

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。ただし、これらの業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を他の事業者にも再委託することは差し支えありませんが、全部の業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。

- (1) 診療所の医療に関する業務
- (2) 診療所の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

3 本業務の範囲

- (1) 診療所における診療及び検診に関する業務
- (2) 診療所の利用に係る料金に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務
- (5) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者又は指定管理者が必要と認める業務

4 施設の管理運営に係る基本的事項

指定管理者は、この要項に定めるもののほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- ・ 地方自治法
- ・ 医療法
- ・ 介護保険法
- ・ 双葉地方広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・ 双葉地方広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・ 双葉郡立診療所設置条例
- ・ 双葉郡立診療所設置条例施行規則
- ・ 双葉地方広域市町村圏組合行政手続条例

(1) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らし又は不当な目的に使用することはできません。

5 指定の期間

指定の期間は次のとおりとします。ただし、管理することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

施 設 名	指 定 の 期 間
双葉郡立好間診療所	令和8年4月1日～令和12年3月31日
双葉郡立勿来診療所	令和8年4月1日～令和12年3月31日

6 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料

ア 指定管理業務に要する経費は、双葉郡立診療所設置条例第7条の利用料金をもってあてるものとします。

イ 施設管理費等については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書の中でご提案していただき、管理者と指定管理者が毎年度協議して定めま

す。

(2) 指定管理料の対象

指定管理料の対象は次のとおりです。

ア 施設等の管理運営に要する経費

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、自主事業収入の増加や経費の節減などによる経営努力による剰余金は、原則として精算による返還を求めません。

また、収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合、原則として補てんは行いません。

7 管理者と指定管理者の責任分担

管理者と指定管理者の責任分担は次のとおりとします。ただし、次に定める事項に疑義を生じたとき又は次に定める事項にない責任が生じたときは、管理者と指定管理者が協議して責任分担を決定します。

項 目	指定管理者	組 合
施設の維持管理及び保守点検等に要する経費	○	
施設の大規模改修に要する経費		○
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設損傷の回復 (指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの)	○	
事故、火災等による施設損傷の回復 (組合の責めに帰すべき事由によるもの)		○
施設利用者の被災責任 (施設の設置瑕疵に起因するもの)		○
施設利用者の被災責任 (施設の管理運営に起因するもの)	○	
施設賠償責任保険への加入	○	
包括的な管理責任	○	○

8 指定管理者の資格

(1) 医療法人等(日本赤十字社等の公的医療機関、大学病院、社会医療法人等含む)であること。

(2) 団体又はその代表者が、次に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 組合における指定管理者の指定手続において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 指定管理者による施設の管理を地方自治法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する組合に対する請負とみなした場合において、当該各条のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けることになる者

(3) 施設の運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、指定期間中、効率的かつ安定した運営を行うことができること。

(4) 施設の管理に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。

9 指定管理者申請書の受付について

(1) 申請書類の受付等

ア 受付期間 令和7年11月10日（月）～令和7年11月25日（火）
ただし、土日、祝祭日は除く。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所 双葉地方広域市町村圏組合 環境福祉課
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜 553-1
電話 0240-22-3039 FAX 0240-22-4076

エ 提出方法 受付場所に直接持参してください。なお、提出後は、軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできません。

(2) 組合の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員長が必要と認めた時は、申請者へのヒアリングを行うことがあります。

その際、開催日時、場所、実施方法等については、申請者に対し別途通知いたします。

(3) 選定結果の通知

選定委員会において、本要項8の審査基準に基づき審査を行い指定管理者を選定し、令和7年12月中旬を目途に通知します。

(4) 選定結果の公開

選定委員会の審査結果については、必要な事項を公表します。

(5) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に偽りの記載があった場合

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(6) 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者は、双葉地方広域市町村圏組合議会の令和8年2月定例会に議案を提出の上、議決後に協定を締結する予定です。

10 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(2)までの書類を各7部（1部は製本しないこと）提出してください。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4番とし、ファイル等に閉じて提出して下さい。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 双葉地方広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則第4条に規定する添付書類

ア 事業計画書

イ 定款、寄付行為又はこれらに準ずる書類

ウ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

エ 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、その他団体の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ その他必要と認める書類

・ 法人以外の団体にあっては、団体の規約、構成員名簿

・ 団体又はその代表者が、申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書（様式第2号）

・ 3ヶ月以内に発行された国税及び地方税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税額が無いことの証明書」）

11 協定に関する事項

選定委員会で選定された指定管理者は、双葉地方広域市町村圏組合議会の議決を得た後、指定管理者としての指定を行います。

この指定と同時に、管理に係る細目的事項、組合が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、組合と被指定者は「協定」を締結し、協定書を作成します。

この場合、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」及び、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとします。

(1) 包括協定

ア 指定期間

イ 業務に関する基本的事項

ウ 組合が支払うべき管理経費に関する基本的事項

エ 減免の取扱いに関する事項

オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

カ 事業報告・業務報告に関する事項

キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ク リスク管理・責任分担に関する事項

ケ その他

(2) 年度別協定

ア 当該年度の業務内容に関する事

イ 当該年度に組合が支払うべき委託料に関する事項

ウ その他

12 事業報告等

(1) 年間報告

毎年度5月31日までで管理者が定める期日までに事業報告書を作成し、提出しなければならない。

事業報告書の事項は、次のとおりです。

- ① 管理業務の実施状況及び使用状況
- ② 使用料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 指定管理者の施設における職員の出退勤管理表
- ⑤ 施設の改善すべき事項がある場合の報告書
- ⑥ その他の管理の実態を把握するために必要なものとして管理者が定める事項

(2) 事故報告

施設において事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を提出するものとします。

13 監督

組合は指定期間中に指定管理業務の良好な管理状況を確保するため、その管理業務及び経理の状況について報告を求め、実地に調査を行います。

指定管理業務が適正に行われていないと判断した場合、改善等必要な指示を行い、改善されないときは、管理業務の全部又は一部の停止や指定取り消しの処置を執ることがあります。

14 その他

(1) 提出された申請書類は、返却いたしません。また、指定管理者の選定以外の用途には使用しません。

(2) 提出された申請書類は、情報公開の請求により、非公開とすべき個人情報等を除き公開することがあります。

15 問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合 環境福祉課
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜 553-1
電話 0240-22-3039 FAX 0240-22-4076
E-mail : hoken@futaba-koiki.jp